

船舶事故調査報告書

平成27年2月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年8月28日（木） 18時00分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市坊ノ岬南方沖 坊ノ岬灯台から真方位171° 1,100m付近 （概位 北緯31° 14.4′ 東経130° 13.0′）
事故調査の経過	平成26年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第五十八 ^{たげよし} 竹吉丸、19トン KG2-6018（漁船登録番号）、有限会社吉武水産 18.52m（Lr）×4.34m×1.57m、FRP ディーゼル機関、139kW、昭和60年7月12日 B プレジャーボート ^{せんびわん} 仙美一、2.6トン KG3-45149（漁船登録番号）、有限会社仙美青果 6.45m（Lr）×2.42m×0.99m、FRP ガソリン機関、147.10kW、平成25年11月24日 第295-46609号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 37歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年4月30日 免許証交付日 平成26年3月3日 （平成29年4月29日まで有効） B 船長B 男性 67歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年8月9日 免許証交付日 平成25年8月9日 （平成30年8月8日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（同乗者B ₁ ）
損傷	A 球状船首に擦過傷 B 右舷外板に擦過傷を伴う亀裂、船外機に濡れ損、発電機水没等
事故の経過	A船は、まき網船団に所属する運搬船で、船長Aほか2人が乗り組み、平成26年8月28日17時30分ごろ鹿児島県枕崎市枕崎港を

	<p>出港し、南さつま市野間池港北西方沖に向かった。</p> <p>船長Aは、1人で船橋当直に就き、舵輪後方の寝台の縁に腰を掛け、目視及びレーダーによる見張りを行いながら、約9.0ノットの対地速力で自動操舵により西進していたところ、眠気を感じてきたので、眠気を払うため、操舵室右舷後部の出入口を出て外の階段上で煙草を吸い始めた。</p> <p>船長Aは、右舷方を向いて煙草を吸っていたが、何か気配を感じて前方を見ると右舷船首の至近にB船と手を振る人が見えたので、急いで操舵室に戻って機関を止めた。</p> <p>A船は、18時00分ごろ、同じ針路及び速力で、その船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、海上保安庁に携帯電話で衝突の事実を知らせた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者B₁ほか1人を乗せ、17時00分ごろ南さつま市坊泊漁港を出港し、17時20分ごろ坊ノ岬南方沖で、夜間にいか釣りをを行う予定で、投錨した。</p> <p>船長Bは、船外機を止めてチルトアップとし、船首を北東に向け、同乗者とともに左右に分かれていか釣り前の魚釣りを始めたところ、魚が釣れ始めたのでこれに集中していたが、右舷前方至近に接近するA船を認め、大声を上げて手を振った。</p> <p>B船は、衝突後、A船の球状船首に持ち上げられて左舷側に転覆した。</p> <p>船長B及び同乗者2人は、海に投げ出されたが、A船と通り掛かった漁船に救助されて枕崎港に運ばれた。</p> <p>B船は、転覆した状態でA船によって枕崎港にえい航され、翌朝引き起こされて陸揚げされた。</p> <p>同乗者B₁は、海に投げ出されたとき、頸部捻挫及び右上腕打撲を負った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長B及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Bは、錨泊地点付近の沿岸を通航する船舶は少ないと思っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、坊ノ岬南方沖において、自動操舵で西進中、船長Aが、操舵室右舷後部の出入口を出て外の階段上で煙草を吸っており、前方の</p>

	<p>見張りを適切に行っていなかったことから、右舷船首至近でB船に気付いたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、眠気を払うため、操舵室の外に出て煙草を吸っていたものと考えられる。</p> <p>B船は、坊ノ岬南方沖において、錨泊中、船長Bが、魚釣りに注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に至近で気付き、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、錨泊地点付近の沿岸を通航する船舶は少ないと思っていたことから、魚釣りに注意を向けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、坊ノ岬南方沖において、A船が西進中、B船が錨泊中、船長Aが、操舵室右舷後部の出入口を出て外の階段上で煙草を吸っており、前方の見張りを適切に行わず、また、船長Bが魚釣りに注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、互いに至近で相手船に気付き、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に適した全ての手段により、常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



事故発生場所
(平成26年8月28日 18時00分ごろ発生)

